

子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案(H25～H29)

～12年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて～

【背景・趣旨】

○学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い世界最高水準の教育を実現するため、教員が子どもと正面から向き合うことができるよう、少人数学級の更なる推進と個別の教育課題に対応した継続的な教職員定数改善が必要不可欠。

○各都道府県教育委員会に対し、教職員定数についての将来にわたる予見可能性を持たせ、計画的・安定的な教員採用・配置を可能とするためには、国による計画的な教職員定数改善が必要。

※平成18年度以降、国による計画的な定数改善が行われておらず、非正規教員の増加(この5年間で13.2%→16%)を招く要因の一つになっており、国が定数改善計画を明示することにより、非正規教員の増加を抑制。

【内容】

改善総数27,800人

(具体的な内容は別添)

1. 35人以下学級の推進など学級規模の適正化

国の責任により教職員定数を確保し、地方の主体性により学年を選択しつつ、今後5年間で、中学校3年生までの35人以下学級を実現。

※あわせて複式学級の解消・改善のための支援も実施。

(19,800人)

2. 個別の教育課題に対応した教職員配置の充実

いじめ問題への対応、教育格差解消のための学習支援、特別支援教育への対応など、国民が求める教育上の課題に対する支援を実施。

(8,000人)

→これらの定数改善により、世界水準(OECD平均(小16.0人、中13.5人))並みの教員配置を実現。

※教員1人当たり児童生徒数(試算):

	現状	計画完成後
小	(17.7人)	→ 16.4人)
中	(14.1人)	→ 13.0人)

【財源措置】

○今後5年間の児童生徒数の減少による教職員定数の減(自然減)や教職員の若返りによる給与費の減等を活用し、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう実施。

【平成25～29年度の5年間における推計】

○教職員定数の自然減: ▲420億円(▲19,100人)

○教職員の若返りによる給与減: ▲196億円(人数換算で▲9,000人 ※)

※ただし、60才定年後の再任用義務化の導入状況によっては、相当の変動が見込まれる。

【年度ごとの試算】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
改善案	5,500人	5,500人	5,600人	5,600人	5,600人	27,800人
(少人数学級等推進分)	(3,900人)	(3,900人)	(4,000人)	(4,000人)	(4,000人)	(19,800人)
(個別教育課題対応分)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(8,000人)
所要額	119億円	119億円	121億円	121億円	121億円	601億円
自然減	▲3,200人	▲3,800人	▲3,500人	▲4,100人	▲4,500人	▲19,100人

(東日本大震災対応)

1,000人 → 被災県の実態を踏まえ、今後も継続的に対応

※毎年度ほぼ同数の改善数として計上。所要額は、平成25年度要求単価により積算。

今後5年間（平成25～29年度）の教職員定数の計画的改善内容 （「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」 における「提言」を踏まえた試算）

【改善の内容】

改善総数：27,800人

1. 35人以下学級の推進など学級規模の適正化：19,800人

学級規模適正化定数 19,800人

- 36人以上学級の解消、複式学級の解消・改善に必要な加配。
- 地方の実情に即した対応のため、各都道府県の判断で、対象学年を選択しつつ、平成29年度までに35人以下学級を全国的に実現。

※ 既存の少人数学級のための加配（9,100人）に上乗せする形で措置。

※ 市町村教育委員会や学校の判断により、当該定数を少人数指導やチーム・ティーチング等に活用することも可能とする。

2. 個別の教育課題に対応した教職員配置の充実：8,000人

※ 個別の教育課題に対応した加配定数の配分にあたっては、少人数学級の先行実施県に対する配分との均衡に配慮する。

① **学力・学習意欲向上支援** 1,700人

～教育格差解消のための学習支援～

- 全国学力・学習状況調査や自治体が独自に実施する学力調査等の結果を踏まえ、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に、補充学習や習熟度別少人数指導等学力・学習意欲向上のための取組みを行う学校に加配定数を措置。

② **インクルーシブ教育システム構築に向けた通級指導など特別支援教育の充実** 2,900人

- 近年の通級指導対象児童生徒数の増加状況に対応。
- 特別支援学校のセンター的機能強化に対応。

③外国人児童生徒等への日本語指導 500人
（近年の日本語指導対象の外国人児童生徒等の増加状況に対応。）

④小学校における専科教育の充実 600人
兼務発令された中学校教員による理科、英語、芸術系教科等の専科指導や専科教員・学級担任が連携した少人数指導等による高度な指導についての先導的取組を行う学校に加配定数を措置。

⑤学校・地域連携等の取組みへの支援 600人
コミュニティースクール等地域連携強化（事務職員）やICT教育の推進等先導的取組を行う学校に加配定数を措置。

⑥いじめ問題への対応など学校運営の改善充実 1,600人
○いじめ等の問題に対応するため、特別な指導に取り組む学校への支援に必要な加配定数を措置。
○主幹教諭の配置促進及び養護教諭・栄養教諭の配置による先導的取組を行う学校に加配定数を措置。

⑦教員の資質能力向上に対する支援 600人
教職大学院への教員派遣推進等のため、既存の研修等定数の見直しを図りつつ、配置を適正化。

※ このほか、既存の研修等定数を▲500人程度合理化減。

(参考1) 制度概要(義務教育費国庫負担制度と教職員定数)

○国が公立小中学校等の教職員(約70万人)の給与を1/3負担するもの(都道府県は2/3負担)

国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※義務標準法に基づいて算定される定数⇒(基礎定数+加配定数))

基礎定数

児童生徒数に基づく学級数に見合った定数(約64万人)

加配定数

個別の課題ごとに各都道府県からの申請に応じて配当(約6万人)

(参考2) 加配教職員定数について

○平成24年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数	24年度増減数
指導方法工夫改善(法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	41,523人	+2,100人 ※小2の36人以上学級の解消(900人) 中学校学習支援(800人) 小学校専科指導(400人)
	少人数学級を実施するための活用分	9,100人(内数)	※8,200人(23年度振替実績) +900人(24'改善数:再掲)
児童生徒支援(法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,777人	+1,100人 ※外国人児童生徒日本語指導(100人)、 震災対応(1,000人)
特別支援教育(法15条3号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等	5,341人	+600人
主幹教諭(法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人	
研修等定数(法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,083人	※地域連携(100人) 合理化減(▲100人)
養護教諭(法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人	
栄養教諭等(法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人	
事務職員(法15条5号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人	
合 計		62,605人	+3800人

(参考3) これまでの教職員定数の計画的改善の状況

区分	第1次 34'~38' [5年計画]	第2次 39'~43' [5年計画]	第3次 44'~48' [5年計画]	第4次 49'~53' [5年計画]	第5次 55'~3' [12年計画]	第6次 5'~12' [6→8年計画]	第7次 13'~17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増自然増減	34,000人 △18,000人	61,683人 △77,960人	28,532人 △11,801人	24,378人 38,610人	79,380人 △57,932人	30,400人 △78,600人	26,900人 △26,900人

(参考4) 近年の教職員定数改善の経緯

区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'※1	24'※2
改善増	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人
改善増の内容			・主幹教諭 ・特別支援教育 ・食育	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導 ・特別支援教育 ・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消 ・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置 ・東日本大震災にかかる教育復興支援
学級編制の標準	40人					小1:35人 小2~中3: 40人	

※1 改正義務標準法(平成23年4月22日公布) 附則

(検討等)

2 政府は、…学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

※2 財務省・文科省確認事項(平成23年12月24日)

今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。